

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに
公布する。

御 名 御 璽

令和四年九月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十三号

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係政令の整備及び経過措置に関する

政令

内閣は、植物防疫法の一部を改正する法律（令
和四年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに同
法附則第十三条並びに植物防疫法（昭和二十五年
法律第百五十一号）第十条の五第一項及び第三十
五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条）

附則

第一章 関係政令の整備

（植物防疫法施行令の一部改正）

第一条 植物防疫法施行令（昭和五十一年政令第
百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 当該予算総額の四割は、次に掲げる特別
の事情に対応した侵入調査事業及び発生予
察事業への協力並びに病害虫防除所の運営
を行うための経費を要する都道府県に配分
する。

イ 有害動物又は有害植物のまん延に対処
するためその他農業生産の安全及び助長
を図るため緊急に植物の検疫、防除及び
発生予察事業を行う必要があると認めら
れること。

ロ イに掲げるもののほか、有害動物又は
有害植物の分布及び過去の侵入又はまん
延の状況、有用な植物の栽培又は植生の
状況等の特別の事情

第二条第四号を削り、同条を第三条とし、第
一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加え
る。

（登録検査機関の登録の有効期間）

第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第十
条の五第一項の政令で定める期間は、四年と
する。

第二条

第二章 経過措置

第三条

附 則

この政令は、施行日（令和五年四月一日）から
施行する。

財務大臣 鈴木 俊一
農林水産大臣 野村 哲郎
内閣総理大臣 岸田 文雄